

交通政策審議会海事分科会船員部会  
海上旅客運送業最低賃金専門部会 議事次第

令和3年9月21日(火)  
15:00 ~ 16:30  
3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 海上旅客運送業最低賃金の改正について

3. 閉 会

## 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石崎由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部執行部員

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

佐藤 則仁 東京湾フェリー株式会社 取締役海務部長・運航管理者

中川 敏昭 商船三井フェリー株式会社 常務取締役

## 配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について  
諮問第385号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」
- 資料2 海上旅客運送業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第6号）
- 資料3 国内旅客輸送業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 海上旅客運送業船員賃金実態調査
- 資料6 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況
- 資料7 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金
- 資料8 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
  - ・費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）
  - ・消費者物価指数（10大費目）
  - ・決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
  - ・地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
  - ・地域別最低賃金額改定の目安の推移
  - ・地域別最低賃金額一覧
  - ・給与勧告の実施状況等

国海員第 96 号  
令和 3 年 7 月 16 日

交通政策審議会

会 長 金 本 良 嗣 殿

国土交通大臣

赤 羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 385 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 海上旅客運送業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 11 年 11 月 1 日	平成 11 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 12 年 11 月 10 日	平成 12 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 30 年 12 月 5 日	平成 30 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 2 号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、旅客運送の用に供するもののうち、次の各号に掲げる船舶の所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) 遠洋区域を航行区域とする船舶

(2) 近海区域を航行区域とする船舶

(3) 沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン以上の船舶（その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定されている船舶を除く。）

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

## 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員（事務部職員を除く。）

246,800 円

(2) 事務部職員

192,700 円

(3) 部員

185,350 円

## 5 最低賃金に算入しない賃金

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など

(2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金

(3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など

(4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

(5) 1 か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

(6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成11年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成11年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成12年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成12年12月10日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成30年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成31年1月4日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和3年2月19日から効力を生ずる。

# 国内旅客輸送業の概要

---

令和3年9月  
海事局内航課

# 1. 新型コロナウイルス感染症の影響

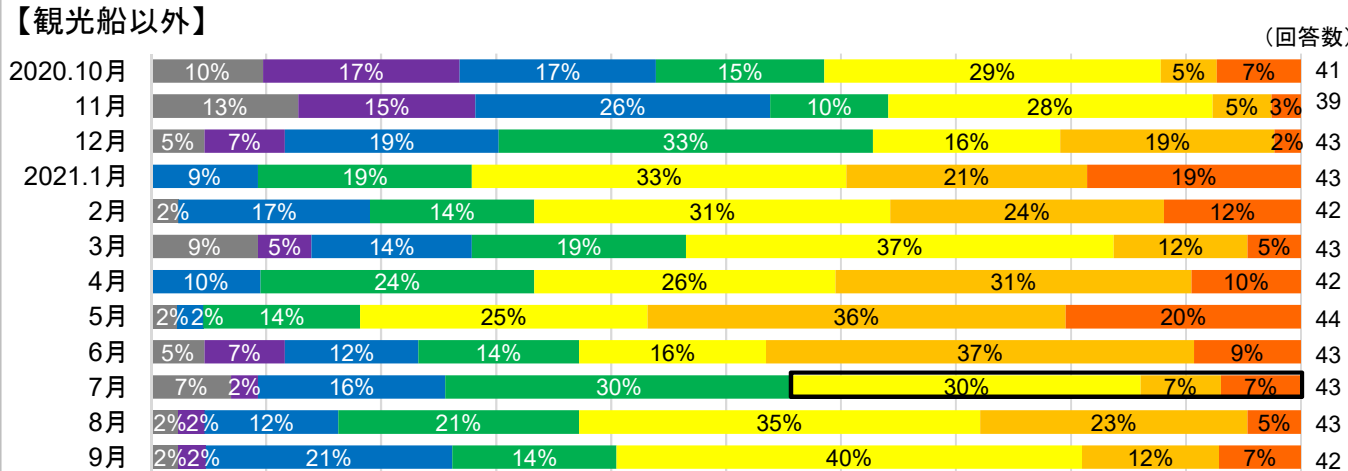
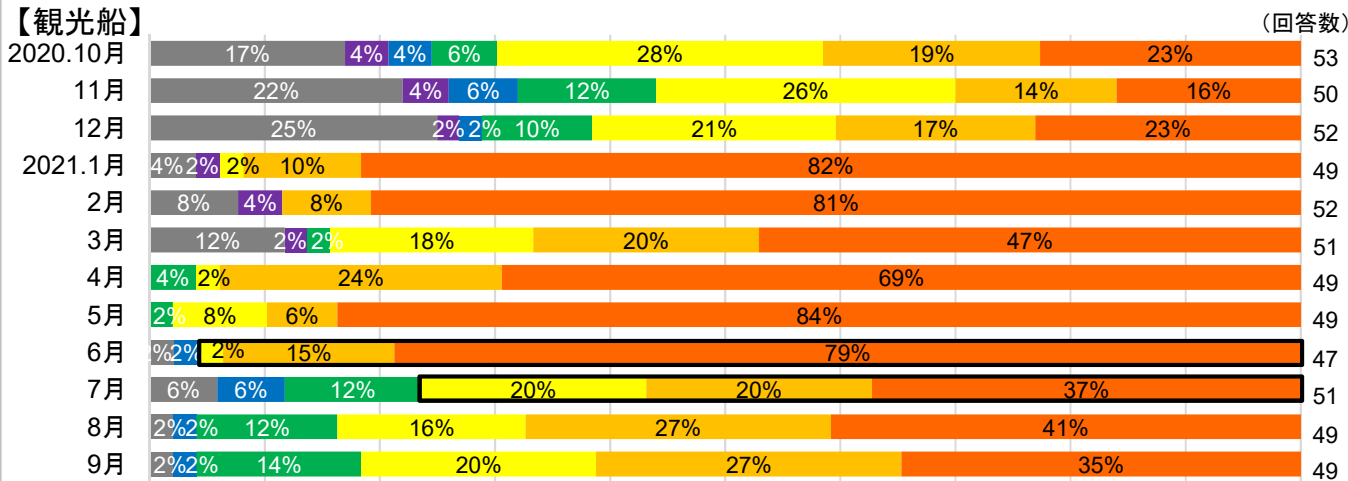
---



- 観光船については、運送収入が30%以上減少した事業者が7月は76%と、6月より回復したものの、厳しい状況。
- 観光船以外については、運送収入が30%以上減少した事業者が7月は44%に及んでいる。
- 支援制度については、資金繰り支援を80%の事業者が活用しており、雇用調整助成金を76%の事業者が活用している。

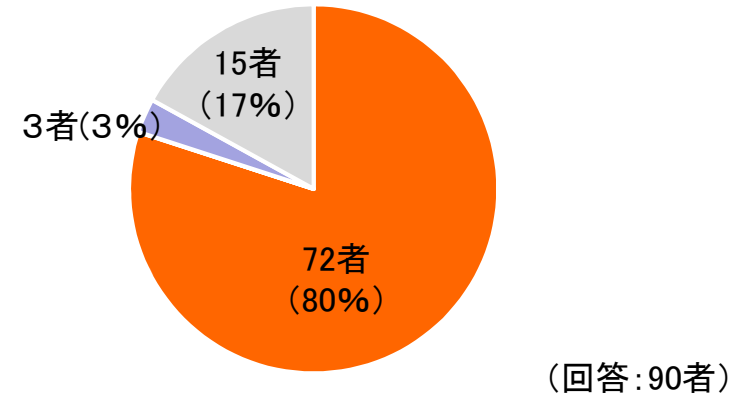
## ○運送収入（2019年同月比）（8・9月は見込み）

- 影響なし・増加
- 0%～10%減少
- 10%～20%減少
- 20%～30%減少
- 30%～50%減少
- 50%～70%減少
- 70%以上減少

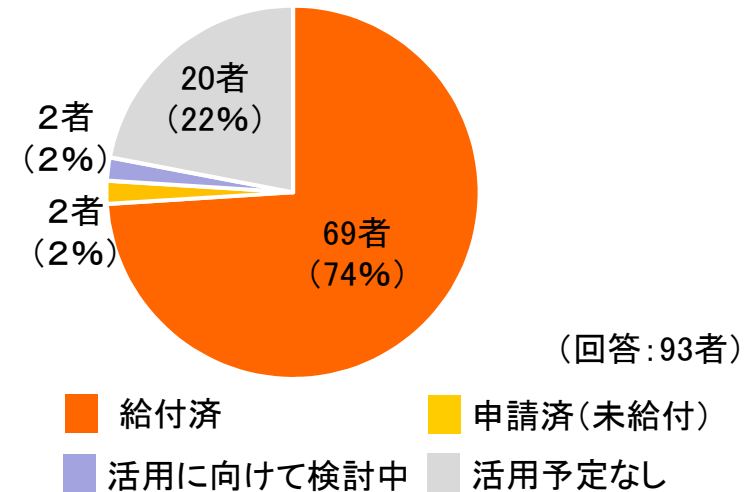


※輸送人員も概ね同様の傾向。  
 ※主に観光地に就航する船舶を「観光船」として海事局で分類。

## ○資金繰り支援の活用状況



## ○雇用調整助成金の活用状況



※調査方法:内航海運(旅客)事業者93者(総事業者953者) に対して業界団体・各地方運輸局等より影響をヒアリング  
 ※屋形船東京都協同組合を含む

No.	月日	企業名	所在県	航路	状態
1	R2.6/15	磐梯観光船	福島県	猪苗代湖遊覧	廃止
2	R2.6/30	東海汽船	東京都	東京湾周遊	廃止
3	R3.1/1	西鉄ホテルズ	福岡県	博多湾内	廃止
4	R3.1/1	熊野観光開発	和歌山県	熊野川水域航路	休止
5	R3.1/11	岩手県北自動車	岩手県	・浄土ヶ浜-太田名部 ・宮古湾内	廃止

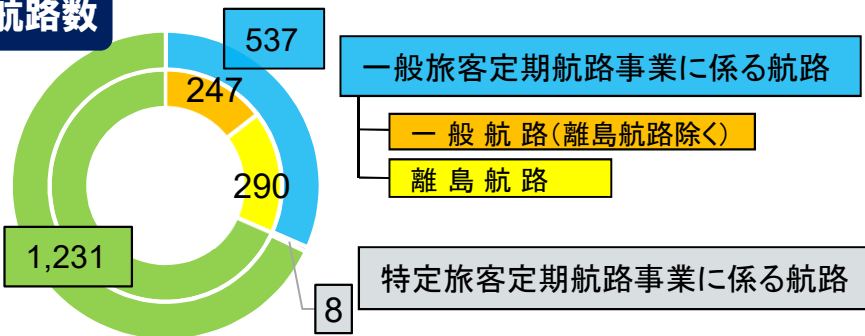
## 2. 国内旅客輸送業の現状

---

- フェリー・旅客船は日本の各地で地域の住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであり、また、地域の魅力を活かした船旅が各地で実施されており、観光分野からも地域経済を支えている。
- 国内旅客航路は、一般旅客定期航路事業(537航路)と旅客不定期航路事業(1,231航路)及び特定旅客定期航路事業(8航路)から成る。事業者数に大きな変動は見られないものの、本四架橋や高速道路料金引下げの影響等により、輸送人員は長期的に低下傾向にあり、約40年間で1/2以下となっている。
- 航路維持が大きな課題であり、訪日外国人旅行者を含む観光需要の取り込みが航路活性化に向けて重要。

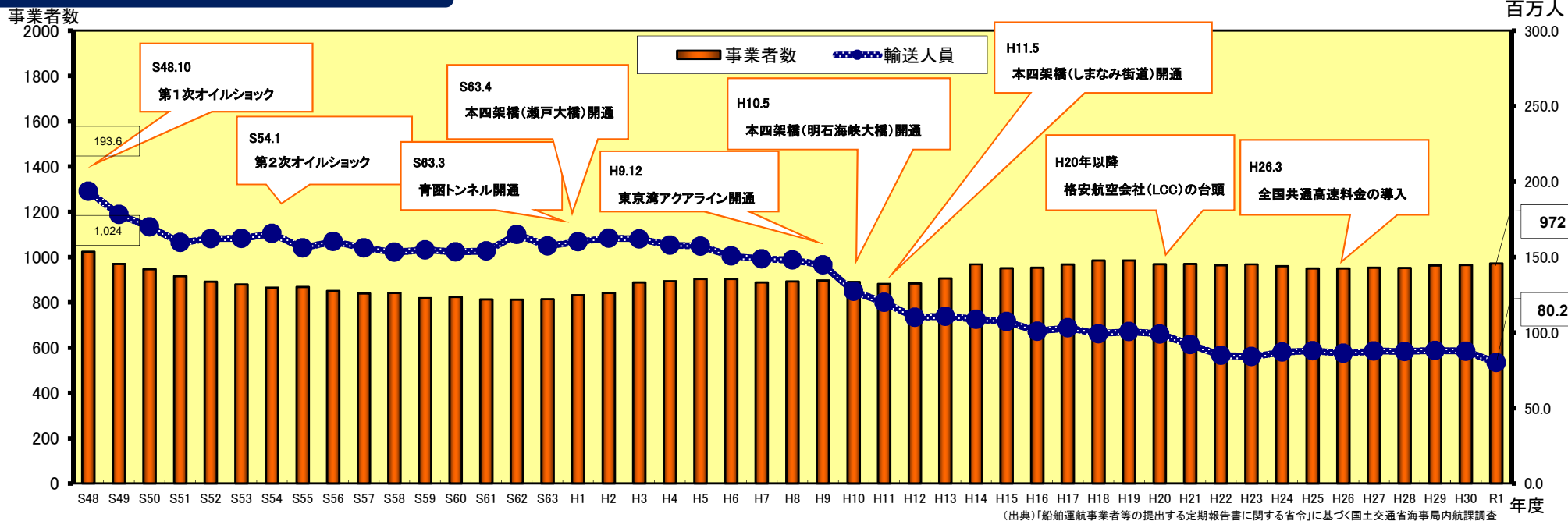
## 国内旅客船航路事業の航路数

※・2021.4.1時点の航路数  
・海上タクシー(旅客定員12名以下)の航路数は除く



一般旅客定期航路事業	航路を定めて定期的に運航 例)長距離フェリー・離島航路等
特定旅客定期航路事業	特定の者の需要に応じて、航路を定めて定期的に運航 例)スクールボート等
旅客不定期航路事業	航路を定めて不定期に運航 例)屋形船・遊覧船等

## 国内旅客船事業の輸送量の推移



- 一般旅客定期航路事業者及び長距離フェリー航路事業者とも一定の利益率を確保しているが、これは近年の燃油価格が落ち着きをみせていることが要因であり、特に費用に占める燃料費の割合が高い長距離フェリーにおいては、燃料高騰の影響を受けやすい事業形態となっている。
- また、船舶の耐用年数である14年以上の老齢船の隻数比率は、近年75%を超えて推移しており、2019年現在 80%を占める。

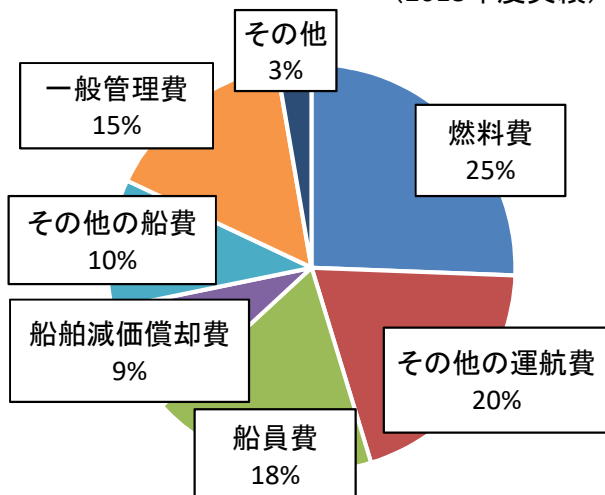
## 一般旅客定期航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	658百万円
平均収支率	102%

(390事業者)

### 費用割合

(2018年度実績)



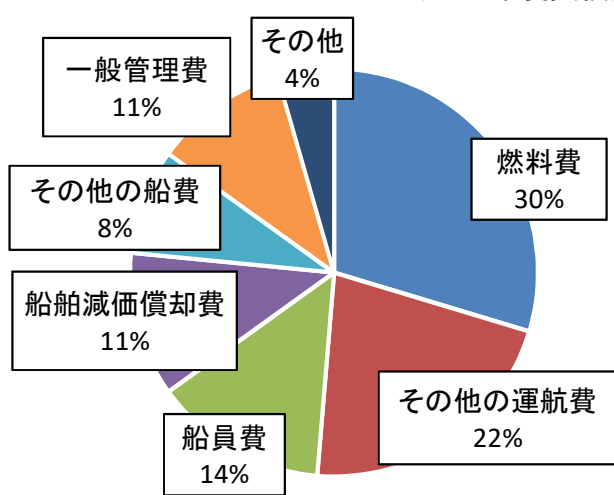
## 長距離フェリー航路事業者の 主な経営指標

平均売上高	12,599百万円
平均収支率	108%

(9事業者)

### 費用割合

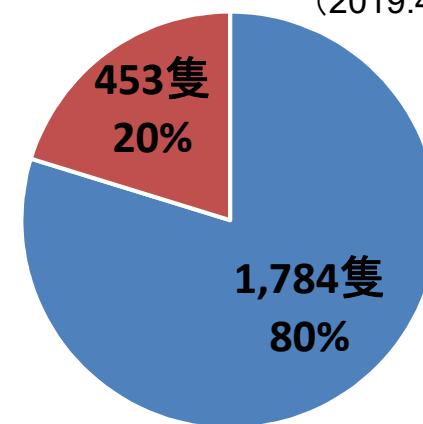
(2018年度実績)



## 旅客船の船齢状況

全2,237隻

(2019.4.1時点)



■ 14年以上の船舶 ■ 14年未満の船舶

旅客航路事業現況表より

- 地域公共交通は、新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言下においても、エッセンシャルサービスとしてサービス提供を維持してきた一方、ポストコロナに向けた急速な社会構造の変化の中で厳しい経営環境に置かれており、事業の持続性の確保のためには、収益性の向上などの取組を早急に行っていく必要。
- 社会変化に対応した新たな地域公共交通に向けて、新技術の活用等を通じ、収支の改善を図ろうとする事業者に対する集中的な支援等を実施する。

## 地域公共交通の活性化に向けた新たな取組の後押し

- 公共交通事業者が「事業活性化・継続計画」等を策定して行う、デジタル投資、安心・安全の確保、観光事業者との連携等、収益の回復・増加等のための新たな取組に対して重点的に支援し、事業の活性化及び継続を図る。

### 【補助対象事業者】

鉄軌道事業者、バス事業者、旅客船事業者、航空運送事業者、タクシー事業者 等

### 【補助対象例(補助率1/2等)】

- デジタル技術の導入にかかる経費
- 地域におけるMaaSの構築
- 新たな取組の実証運行に要する経費 等

## 既存観光拠点の再生・高付加価値化事業

- 交通事業者が観光事業者等と連携し、観光拠点を再生し、地域全体で魅力と収益力を高める事業に対する支援。
  - ・貸切列車等の運行経費、イベント車両用ラッピング経費等

## 地域公共交通確保維持改善事業

- コロナの影響を受けた既存補助路線の維持(特例)  
(欠損額増大の補助対象額への算入、路線バスの要件緩和)
- 鉄道車両の更新、ノンステップバス等の導入

## 観光需要受入のための環境整備

- 観光需要の取り込みに積極的に取り組む交通事業者に対し、革新的な感染症対策機器の導入をはじめ、多言語対応の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大等を支援し、コロナ収束後の反転攻勢を図る。

### 【補助対象例(補助率1/3等)】

- 新技術(高性能フィルタを有する空気清浄機等)を活用した感染症対策
- 魅力ある車両の導入 等



## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和3年4月1日現在)

業種 局別		海上旅客運送業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R3.4.1)	7	17	429	429
	② (R2.4.1)	7	17	463	463
	① - ②	0	0	△ 34	△ 34
東北運輸局	① (R3.4.1)	1	3	91	91
	② (R2.4.1)	1	3	91	91
	① - ②	0	0	0	0
関東運輸局	① (R3.4.1)	14	17	574	537
	② (R2.4.1)	11	18	673	661
	① - ②	3	△ 1	△ 99	△ 124
北陸信越運輸局	① (R3.4.1)	3	3	151	151
	② (R2.4.1)	3	3	142	142
	① - ②	0	0	9	9
中部運輸局	① (R3.4.1)	3	8	191	191
	② (R2.4.1)	3	8	194	194
	① - ②	0	0	△ 3	△ 3
近畿運輸局	① (R3.4.1)	5	13	573	549
	② (R2.4.1)	5	13	545	519
	① - ②	0	0	28	30
神戸運輸監理部	① (R3.4.1)	1	6	259	259
	② (R2.4.1)	1	6	249	249
	① - ②	0	0	10	10
中国運輸局	① (R3.4.1)	3	4	80	80
	② (R2.4.1)	3	4	82	82
	① - ②	0	0	△ 2	△ 2
四国運輸局	① (R3.4.1)	7	12	281	266
	② (R2.4.1)	9	14	345	327
	① - ②	△ 2	△ 2	△ 64	△ 61
九州運輸局	① (R3.4.1)	21	30	831	789
	② (R2.4.1)	22	32	853	811
	① - ②	△ 1	△ 2	△ 22	△ 22
沖縄総合事務局	① (R3.4.1)	2	2	29	29
	② (R2.4.1)	3	3	38	38
	① - ②	△ 1	△ 1	△ 9	△ 9
計	① (R3.4.1)	67	115	3,489	3,371
	② (R2.4.1)	68	121	3,675	3,577
	① - ②	△ 1	△ 6	△ 186	△ 206

## 海上旅客運送業船員賃金実態調査

## 【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	46歳	293,500円	743,000円
賃金が最も低かった者	67歳	247,000円	247,000円
平 均	50.1歳	328,072円	420,328円
人 数	46人		

## 【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	64歳	427,333円	434,533円
賃金が最も低かった者	70歳	146,100円	146,100円
平 均	47.9歳	211,654円	245,852円
人 数	56人		

## 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する海上旅客運送業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和3年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、8隻（職員46人、部員56人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。



## 海上旅客運送業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額		
	職員	事務部職員	部員
平成 8 年	234,350円	181,250円	169,450円
平成 9 年	236,950円	183,250円	172,600円
平成 10 年	238,050円	184,100円	175,800円
平成 11 年	—	—	176,500円
平成 12 年	—	—	177,050円
平成 13 年	238,300円	184,200円	177,500円
平成 18 年	—	—	—
平成 25 年	239,250円	185,150円	178,250円
平成 26 年	240,250円	186,150円	179,000円
平成 27 年	242,050円	187,950円	180,600円
平成 28 年	243,050円	188,950円	181,600円
平成 29 年	244,050円	189,950円	182,600円
平成 30 年	245,350円	191,250円	183,900円
令和元年	246,450円	192,350円	185,000円
令和 2 年	246,800円	192,700円	185,350円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

## 海上旅客運送業に係る労使間協定賃金

1. 職員(事務部職員を除く。)		最賃額 246,800							(単位:円,%)		
会社名	職名	基本給(初任額)		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)	
		標準 年齢給	職務給								
A	航・機士	179,800	56,900			12,690		249,390	2,590	大型CF	18.00 日
B	〃	250,570	3,740	62,640				316,950	70,150	個別協約	- 日
C	〃	179,800	56,900			14,100		250,800	4,000	大型CF	20.00 日
D	〃	178,110	56,900			14,100		249,110	2,310	大型CF	20.00 日
E	二航士 二機士	247,620	3,600		4,650	15,100	8,150	279,120	32,320	個別協約	20.00 日
F	航・機士	181,490	56,900			14,100		252,490	5,690	大型CF	20.00 日
G	〃	186,560	56,900			14,100		257,560	10,760	大型CF	20.00 日
H	〃	243,450		24,350		13,400		281,200	34,400	中四旅客	20.00 日
I	〃	181,490	56,900			13,395		251,785	4,985	大型CF	19.00 日
J	三航士	195,000	15,000			25,000	20,000	255,000	8,200	個別協約	17.33 日
K	航・機士	178,110	56,900			12,690	12,240	259,940	13,140	大型CF	18.00 日
L	〃	248,220	1,700			19,090	6,050	275,060	28,260	個別協約	23.00 日
M	〃	178,110	56,900			14,805		249,815	3,015	大型CF	21.00 日
N	〃	216,570	11,440			17,223	39,479	284,712	37,912	個別協約	22.81 日
O	〃	222,590	16,500			21,150	82,500	342,740	95,940	個別協約	30.00 日
P	〃	243,450		24,345		9,100		276,895	30,095	中四旅客	20.00 日
Q	〃	236,600	2,500	9,720		3,000	37,210	289,030	42,230	個別協約	20.00 日
R	〃	222,810	10,000	33,422				266,232	19,432	個別協約	- 日
S	〃	178,110	56,900			14,100		249,110	2,310	大型CF	20.00 日

## 2. 事務部職員

最賃額

192,700

(単位：円，%)

会社名	職名	基本給（初任額）		乗船手当等	フェリー手 当	航海日当	その他	合計	最賃額 との差	備考 (航海日当/月)
		標 齡 給	職 務 給							
a	事務員 (未経験)	185,210				16,560	3,800	205,570	12,870	個別協約 23.00 日
b	〃	178,110	9,960			14,100		202,170	9,470	大型CF 20.00 日
c	〃	184,870	56,280			14,100		254,750	62,050	大型CF 20.00 日
d	〃	239,090	3,580	59,770				302,440	109,740	個別協約 - 日
e	〃	226,160		22,620		13,400		262,180	69,480	中四旅客 20.00 日

3. 部 員

最賃額

185,350

(単位：円，%)

会 社 名	職 名	基 本 給 ( 初 任 額 )		乗 船 手 当 等	フ ェ リ ー 手 当	航 海 日 当	そ の 他	合 計	最 賃 額 と の 差	備 考 (航海日当/月)
		標 齢 給	職 務 給							
Aa	部員 (未経験)	171,350	9,370			13,335		194,055	8,705	大型CF 21.00 日
Ab	〃	171,350	9,960			12,065		193,375	8,025	大型CF 19.00 日
Ac	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型CF 20.00 日
Ad	〃	158,370	2,000			19,050	82,500	261,920	76,570	個別協約 30.00 日
Ae	〃	168,690		8,100		2,000	29,328	208,118	22,768	個別協約 20.00 日
Af	〃	160,260				12,889	39,479	212,628	27,278	個別協約 22.81 日
Ag	〃	171,350	9,370			11,430	12,240	204,390	19,040	大型CF 18.00 日
Ah	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型CF 20.00 日
Ai	〃	168,520	3,410	42,130				214,060	28,710	個別協約 - 日
Aj	〃	169,450		16,950		10,300		196,700	11,350	中四旅客 20.00 日
Ak	〃	158,000	5,000			15,000	15,000	193,000	7,650	個別協約 17.33 日
Al	〃	170,270		25,541				195,811	10,461	個別協約 - 日
Am	〃	166,600			4,350	12,700	8,150	191,800	6,450	個別協約 20.00 日
An	〃	171,350	9,370			11,430		192,150	6,800	大型CF 18.00 日
Ao	〃	185,210				16,560	3,800	205,570	20,220	個別協約 23.00 日
Ap	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型CF 20.00 日
Aq	〃	171,350	9,370			12,700		193,420	8,070	大型CF 20.00 日
Ar	〃	169,450		16,945		6,300		192,695	7,345	中四旅客 20.00 日
As	〃	174,730	9,370			12,700		196,800	11,450	大型CF 20.00 日

# 最低賃金の改正に係る参考資料

## 海上旅客運送業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区 分	決定公示 年月日	職 員	部 員
北海道	R3.3.4	245,850	184,900
東 北	R3.4.6	245,100	183,250
関 東	R3.3.17	246,800	185,400
北陸信越	R3.4.2	245,450	179,800
中 部	R3.5.13	246,500	183,950
近 畿	R3.3.17	246,650	185,200
神 戸	R3.3.17	246,700	185,250
中 国	R3.4.2	245,300	177,850
四 国	R3.4.6	245,300	177,800
九 州	R3.4.22	245,270	177,830
沖 縄	R3.3.4	246,800	185,350

費目別、世帯人員別標準生計費(令和3年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,060	48,180	56,270	64,360	72,460
	(24,360)	(39,000)	(50,660)	(62,330)	(74,000)
	5,700	9,180	5,610	2,030	-1,540
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
	(49,360)	(53,220)	(47,870)	(42,520)	(37,170)
	-4,660	1,210	-1,000	-3,210	-5,420
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
	(1,130)	(3,630)	(4,120)	(4,610)	(5,110)
	4,030	2,170	3,150	4,130	5,090
雑費Ⅰ	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
	(28,830)	(37,120)	(50,200)	(63,270)	(76,350)
	-5,230	13,830	12,950	12,080	11,220
雑費Ⅱ	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
	(6,930)	(20,070)	(23,380)	(26,690)	(30,010)
	4,270	12,920	8,880	4,850	800
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790
前年	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640
対前年増減	4,110	39,310	29,590	19,880	10,150
対前年比 (前年100)	103.7	125.7	116.8	110.0	104.6

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和2年人事院勧告(参考資料)」、「令和3年人事院勧告(参考資料)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574
指数・27年100	平成27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3
	30年	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1
	令和元年	101.8	104.3	99.8	101.3	100.2	102.6	104.0	99.0	101.1	103.8
	2年	101.8	105.8	100.4	98.8	102.5	103.7	104.3	98.8	93.2	103.1
対前年比・%	平成27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	0.7
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6
月別指数・27年100	02年1月	102.2	105.6	100.4	101.2	101.5	100.7	104.5	100.5	94.8	104.3
	2月	102.0	105.1	100.4	101.0	101.4	101.0	104.4	100.1	94.7	104.0
	3月	101.9	104.9	100.3	100.9	101.0	102.8	104.6	99.9	94.7	104.0
	4月	101.9	105.8	100.4	100.2	101.7	105.0	104.4	97.9	93.1	104.0
	5月	101.8	105.8	100.5	99.6	102.1	104.9	104.4	97.5	92.7	104.4
	6月	101.7	105.5	100.4	99.4	102.8	104.3	104.4	97.8	92.5	104.2
	7月	101.9	105.9	100.4	98.8	102.6	102.1	104.4	98.6	92.8	104.4
	8月	102.0	107.2	100.4	98.6	102.3	101.0	104.3	99.1	92.7	102.8
	9月	102.0	107.2	100.4	97.8	102.8	105.5	104.2	98.6	92.8	101.5
	10月	101.8	106.7	100.4	96.9	103.2	106.2	104.2	98.5	92.8	101.3
	11月	101.3	105.1	100.5	95.9	104.0	106.3	104.1	98.3	92.7	101.1
	12月	101.1	104.3	100.4	95.1	104.4	104.9	104.0	98.6	92.7	101.4
	03年1月	101.6	105.5	100.9	94.9	104.2	101.8	104.0	98.6	92.7	104.1
	2月	101.6	105.0	100.9	95.2	104.0	102.0	104.0	98.8	92.6	103.9
3月	101.8	104.7	101.0	96.1	103.9	103.7	104.2	99.4	92.7	104.5	

資料出所：総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数(全国)」



# 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R3. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	274	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	227	29, 197
イ 新産業別最低賃金	225	29, 168
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	225	29, 168
ロ 従来の産業別最低賃金	2	29
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	25

下記2-1

下記2-2

## 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 2-1 新産業別最低賃金

(R3. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	175
	繊維工業関係	5	7	144
	木材・木製品製造業関係	1	1	7
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	88
	印刷・同関連産業関係	2	11	112
	塗料製造業関係	4	2	59
	ゴム製品製造業関係	1	1	47
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	99
	鉄鋼業関係	20	32	1, 379
	非鉄金属製造業関係	9	9	422
	金属製品製造業関係	4	8	118
	一般機械器具製造業関係	25	232	5, 038
	精密機械器具製造業関係	7	7	219
	電気機械器具製造業関係	45	219	8, 651
輸送用機械器具製造業関係	33	139	8, 500	
小計	169	676	25, 058	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	7
	各種商品小売業関係	30	16	2, 015
	自動車小売業関係	23	219	2, 039
	自動車整備業関係	1	10	32
	道路貨物運送業関係	1	3	17
小計	56	249	4, 110	
合計	225	925	29, 168	

### 2-2 従来の産業別最低賃金

(R3. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	25
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	29

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。  
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和3年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		令和2年度	令和元年度	
地 域 別 最 低 賃 金		901 (47)	901 (47)	
対前年度上昇率 (%)		1	3.09	
特 定 産 業 別 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	801 (7)	796 (7)
		繊維工業関係	798 (5)	797 (5)
		木材・木製品製造業関係	875 (1)	873 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	831 (2)	831 (2)
		印刷・同関連産業関係	792 (2)	792 (2)
		塗料製造業関係	955 (4)	951 (4)
		ゴム製品製造業関係	897 (1)	897 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	895 (4)	893 (4)
		鉄鋼業関係	953 (20)	952 (20)
		非鉄金属製造業関係	877 (9)	875 (9)
		金属製品製造業関係	908 (4)	909 (4)
		一般機械器具製造業関係	917 (25)	916 (25)
		精密機械器具製造業関係	899 (7)	898 (7)
		電気機械器具製造業関係	890 (45)	888 (45)
		輸送用機械器具製造業関係	934 (33)	932 (33)
		小 計	912 (169)	911 (169)
	非 製 造 業	新聞・出版業関係	835 (1)	835 (1)
		各種商品小売業関係	837 (30)	836 (30)
		自動車小売業関係	893 (23)	884 (24)
		自動車整備業関係	865 (1)	862 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計	865 (56)	860 (57)
	合 計	906 (225)	903 (226)	
対前年度上昇率 (%)		0.33	1.80	
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)	
総 合 計		905 (226)	903 (227)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39)  (1.54)	6 ~ 7	(0.98)  (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								

(注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。

2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。

3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		令和元年度最低賃金額		対前年度増減額	令和2年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		901	—	27	902	—	1
A	埼玉	926	R1. 10. 1	28	928	R2. 10. 1	2
	千葉	923	R1. 10. 1	28	925	R2. 10. 1	2
	東京	1,013	R1. 10. 1	28	1,013	R1. 10. 1	0
	神奈川	1,011	R1. 10. 1	28	1,012	R2. 10. 1	1
	愛知	926	R1. 10. 1	28	927	R2. 10. 1	1
	大阪	964	R1. 10. 1	28	964	R1. 10. 1	0
B	茨城	849	R1. 10. 1	27	851	R2. 10. 1	2
	栃木	853	R1. 10. 1	27	854	R2. 10. 1	1
	富山	848	R1. 10. 1	27	849	R2. 10. 1	1
	山梨	837	R1. 10. 1	27	838	R2. 10. 9	1
	長野	848	R1. 10. 4	27	849	R2. 10. 1	1
	静岡	885	R1. 10. 4	27	885	R1. 10. 4	0
	三重	873	R1. 10. 1	27	874	R2. 10. 1	1
	滋賀	866	R1. 10. 3	27	868	R2. 10. 1	2
	京都	909	R1. 10. 1	27	909	R1. 10. 1	0
	兵庫	899	R1. 10. 1	28	900	R2. 10. 1	1
	広島	871	R1. 10. 1	27	871	R1. 10. 1	0
C	北海道	861	R1. 10. 3	26	861	R1. 10. 3	0
	宮城	824	R1. 10. 1	26	825	R2. 10. 1	1
	群馬	835	R1. 10. 6	26	837	R2. 10. 3	2
	新潟	830	R1. 10. 6	27	831	R2. 10. 1	1
	石川	832	R1. 10. 2	26	833	R2. 10. 7	1
	福井	829	R1. 10. 4	26	830	R2. 10. 2	1
	岐阜	851	R1. 10. 1	26	852	R2. 10. 1	1
	奈良	837	R1. 10. 5	26	838	R2. 10. 1	1
	和歌山	830	R1. 10. 1	27	831	R2. 10. 1	1
	岡山	833	R1. 10. 2	26	834	R2. 10. 3	1
	山口	829	R1. 10. 5	27	829	R1. 10. 5	0
	徳島	793	R1. 10. 1	27	796	R2. 10. 4	3
	香川	818	R1. 10. 1	26	820	R2. 10. 1	2
	福岡	841	R1. 10. 1	27	842	R2. 10. 1	1
D	青森	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
	岩手	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
	秋田	790	R1. 10. 3	28	792	R2. 10. 1	2
	山形	790	R1. 10. 1	27	793	R2. 10. 3	3
	福島	798	R1. 10. 1	26	800	R2. 10. 2	2
	鳥取	790	R1. 10. 5	28	792	R2. 10. 2	2
	島根	790	R1. 10. 1	26	792	R2. 10. 1	2
	愛媛	790	R1. 10. 1	26	793	R2. 10. 3	3
	高知	790	R1. 10. 5	28	792	R2. 10. 3	2
	佐賀	790	R1. 10. 4	28	792	R2. 10. 2	2
	長崎	790	R1. 10. 3	28	793	R2. 10. 3	3
	熊本	790	R1. 10. 1	28	793	R2. 10. 1	3
	大分	790	R1. 10. 1	28	792	R2. 10. 1	2
	宮崎	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
鹿児島	790	R1. 10. 3	29	793	R2. 10. 3	3	
	沖縄	790	R1. 10. 3	28	792	R2. 10. 3	2

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
18	8月8日	なし	――	――	－	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	－	0.0	1.87
20	8月8日	なし	――	――	－	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	――	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	――	※	――	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.1	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.3	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	――	――	△ 3.9	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	――	――	－	－	1.86

- (資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)  
 2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)  
 3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率＝定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)